

令和3年 人事委員会勧告に当たって（談話）

〔 令和3年9月9日
埼玉県人事委員会
委員長 武笠正男 〕

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行いました。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の収束が見えず深刻な状況の中、職員の皆様が県民の安心・安全の確保のため、日々全力で職務を遂行されていることにつきまして、改めて心からの敬意を表します。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、おおむね民間と均衡していることから、改定を行わないことが適当と判断いたしました。

また、特別給（ボーナス）については、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を上回ったことから、年間4.30月分に引き下げることが適当と判断いたしました。

また、本年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布されたことを受け、令和5年4月から職員の定年を段階的に引き上げることにする意見を申し出ました。

このほか、人事管理に関しては、新型コロナウイルス感染症が社会生活や経済活動に大きな制約を課す中、今後急速に進む高齢化も見据えた取組が必要であることを踏まえ、人材の確保、育成及び活用や女性職員の活躍推進、仕事と生活の両立支援等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策業務等に全力で遂行されている中ではありますが、引き続き高い倫理観と使命感を持って、県民の期待と負託に応えていただくよう希望いたします。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。